

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第五条 「略」

2 「略」

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅、職場又はこれらに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護(通勤における移動中の介護を含む。)を総合的に供与することをいう。

第五条 「略」

2 「略」

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4
28 「略」

4
28 「略」